

○内閣府令第三十三号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項及び第五十四条第二項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようにならめ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(公表の方法)</p> <p>第一条 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(貸借対照表の公告)</p> <p>第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であつて内閣府令で定めるものは、第一条の二第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。</p> <p>「2・3 略」</p> <p>(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)</p> <p>第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等(役員、社員、</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第一条 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(貸借対照表の公告)</p> <p>第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であつて内閣府令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)</p> <p>第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等(役員、社員、</p>

<p>職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。) に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)</p> <p>第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <p>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)</p> <p>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>〔六・七 略〕</p>	<p>職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項及び第三十二条第一項第三号ロにおいて同じ。) に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)</p> <p>第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔六・七 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の特定非営利活動促進法施行規則第三十二条第五号の規定は、法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。